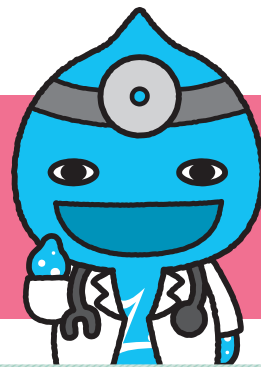


10月から国民健康保険の被保険者証が変わります



被 保険者証は国民健康保険に加入している一人ひとりに1枚ずつ交付されます。医療を受けるときの受診券となりますので、大切に取り扱いましょう。

新しい被保険者証は、9月下旬に世帯主の方へまとめて簡易書留で送付します。不在の場合は連絡票が配達されますので、内容をご確認のうえお受け取りください。なお、不在または長期入院などの場合は、**9月6日金まで**に町福祉保健課へご連絡をお願いします。

被保険者証の有効期限について

被保険者証の有効期限は10月1日(火)から令和2年9月30日(水)までの1年間ですが、次に該当する方は有効期限が短くなります。

① 10月2日(水)から令和2年9月30日(水)までの間に75歳になる方

有効期限 ● 75歳の誕生日の前日

※誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者となります。

② 退職者医療制度の加入者で10月2日(水)から令和2年4月1日(水)までの間に65歳になる退職者本人およびその被扶養者の方

有効期限 ● 65歳の誕生日が属する月の末日

※誕生日が月の初日の方は、その前月の末日までが有効期限となります。有効期限が切れる前に、一般の被保険者証を送付します。

国民健康保険への届け出は速やかに

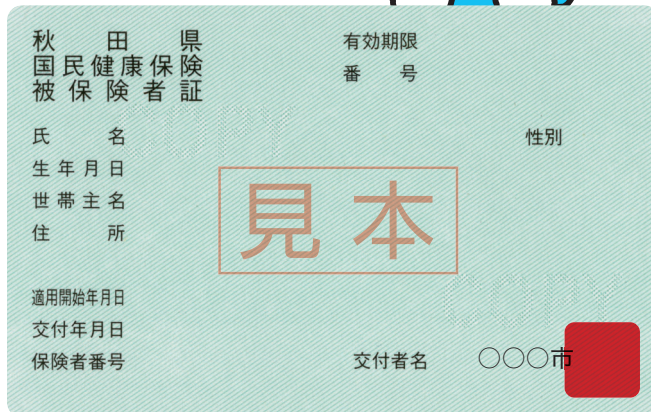
国民健康保険に加入するときや、国民健康保険を脱退するときには届け出が必要です。次の書類を持参して、町福祉保健課で手続きをしてください。

■ 国民健康保険に加入するときに必要なもの

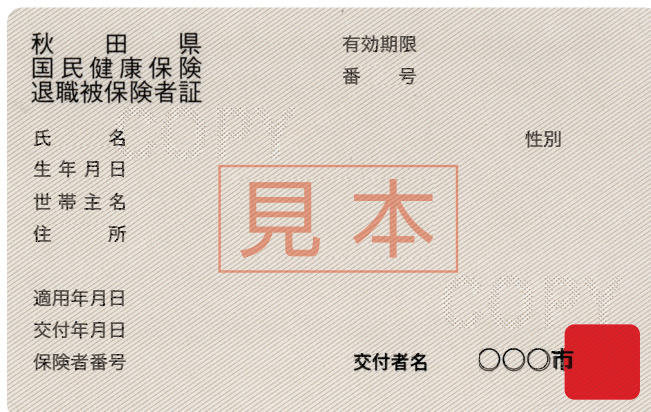
- ・ 社会保険資格喪失証明書(職場等に請求してください)
- ・ 印鑑(認め印可)
- ・ 加入する方の個人番号(マイナンバー)が分かる書類(通知カード等)
- ・ 手続きに来る方の身分証明書(運転免許証等)

■ 国民健康保険を脱退するときに必要なもの

- ・ 職場から交付された健康保険証(加入した方全員分、コピー可)
- ・ 国民健康保険被保険者証 ・ 印鑑(認め印可)
- ・ 脱退する方の個人番号(マイナンバー)が分かる書類(通知カード等)
- ・ 手続きに来る方の身分証明書(運転免許証等)



▲被保険者証



▲退職被保険者証

加入の届け出が遅れると

- ・ 被保険者証が手元にないため、その間の医療費を全額自己負担しなければなりません。
- ・ 加入資格が発生した時点まで、国民健康保険税をさかのぼって納めなければなりません。

脱退の届け出が遅れると

- ・ 職場の健康保険に加入する等で国民健康保険の資格がなくなり、その後に国民健康保険の被保険者証を使用した場合は、町が負担した分の医療費を返していただくこととなります。
- ※お手元に職場の健康保険証が届いていなくても、職場の健康保険に加入した時点で、国民健康保険の被保険者証は使用できません。職場の健康保険証が届く前に受診する場合は、国民健康保険の被保険者証を使用せず、職場の健康保険の手続き中であることを医療機関等に申し出てください。

問●町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

プレミアム付商品券を販売します

消 消費税・地方消費税の10%への引き上げによる、所得が少ない方(住民税非課税の方)、小さな乳幼児がいる子育て世帯への影響を緩和するため、プレミアム付商品券の販売を行います。

プレミアム付商品券の販売対象者および購入方法は次のとおりです。

① 申請する

■販売対象者①

平成31年度(令和元年度)の住民税が課税されていない方

⇒対象と見込まれる方へ、7月下旬に申請書を送付していただきます。11月29日(金)までに申請してください。

※課税されている方に扶養されている方、生活保護を受給されている方などは**対象外**となります。

■販売対象者②

平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれたお子さんがいる世帯の世帯主の方

⇒申請は不要です。

両方に該当する方は、それぞれの条件で購入できます

② 購入引換券が届く

■販売対象者①

提出された美郷町プレミアム付商品券購入引換券交付申請書を審査のうえ、9月中旬から順に「購入引換券」を郵送します。

■販売対象者②

世帯主の方へ、9月中旬に「購入引換券」を郵送します。

③ 商品券を購入する

■購入方法

受領した「購入引換券」、購入対象者全員の本人確認書類(運転免許証や健康保険証等)を持参のうえ、次の販売場所でご購入ください。

■販売場所および販売期間

【町福祉保健課】9月24日(火)～令和2年2月28日(金)

午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝祭日は販売しません。

【六郷出張所】10月1日(火)、2日(水)、9日(水)、16日(水)、23日(水)、30日(水)

午前8時30分～午後5時15分

【仙南出張所】10月3日(木)、4日(金)、10日(木)、17日(木)、24日(木)、31日(木)

午前8時30分～午後5時15分

■商品券の額面および購入限度額

1枚500円×10枚セット(5,000円分)を4,000円で販売します。なお、販売対象者①は1人につき2万5,000円分(販売額2万円)、販売対象者②は対象となるお子さん1人につき2万5,000円分(販売額2万円)が購入限度額となります。

④ 商品券を使用する

■商品券使用期間 10月1日(火)～令和2年3月15日(日)

※使用期間は市区町村によって異なります。

■商品券使用可能店舗

美郷町内の店舗で登録した事業者(11月29日(金)まで取扱店を募集)で使用できます。

※商品券購入者に取扱店舗一覧をお渡しするほか、町ホームページ等でお知らせします。

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ 「児童扶養手当」が年6回払いになります

「児童扶養手当法」の一部が改正され、児童扶養手当の支払回数が〈4カ月分ずつ年3回〉→〈2カ月分ずつ年6回〉となります。

令和2年1月分からは
各2カ月分を受け取れます

※支払月が変わる令和元年11月の支払は、同年8月分から10月分までの3カ月分が支払われます。これ以降は、1月・3月・5月・7月・9月・11月の年6回、それぞれの支払月の前月までの2カ月分が支払われます。

今後の支払スケジュール

令和元年										令和2年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月※	12月		1月	2月	3月
支払				支払 (現況届)			支払			支払		支払

令和2年								令和3年				
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月
	支払		支払	(現況届)	支払		支払			支払		支払

問●町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907